

～ 概要版 ～

習志野市 子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさに支えるまち 習志野



令和2年3月
習志野市



1 子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

そのために、社会的包容（ソーシャル・インクルージョン）の観点のもと、ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを充実させて、未来のあるべき地域づくりを明確化します。

次の世代を担う子どもたちが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育むために、これまで本市が築き上げてきた子育て支援の取り組みを継承しつつ、引き続き「子育て日本一」をめざす新たな指針として「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の位置づけ・計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。また「次世代育成支援対策行動計画」の内容を引き継ぐこととし、母子保健計画や改正された「新・放課後子ども総合プラン」についても包含し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策についての計画の性格も持ち合わせることにします。令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

■計画の期間

平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和 元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度
習志野市子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度～令和元年度)						習志野市子ども・子育て支援事業計画 (令和 2 年度～令和 6 年度)					
習志野市基本構想											
習志野市前期基本計画						習志野市後期基本計画					
習志野市地域福祉計画						習志野市第 2 期地域福祉計画					
習志野市教育基本計画						習志野市教育振興基本計画					

計画の対象

本計画は、「主に18歳未満の子どもと妊産婦を含めた子どもを持つ家庭」とその子どもを取り巻く、地域や行政、企業、団体など様々な主体を対象とします。

基本理念

子どもの健やかな成長を みんなのやさしさに支えるまち 習志野

未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人とを結ぶかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長を支える営みは、子ども、親（保護者）、地域の人々が共に係わり、共に育ち合い、共に支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

基本理念

基本視点

基本目標

子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさに
支えるまち 習志野

自律力

子どもが、自分の未来を見つめて
たくましく生きていく力を育む

家庭力

家庭が、喜びや生きがいを感じながら
子育てできる力を持つ

地域力

地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り
支える力を持つ

基本目標

自律力

子どもが、自分の未来を見つめて たくましく生きていく力を育む

子ども自身が、人と人とのやさしさのつながりのなかで、命の大切さを知り、人を思いやる心を持ち、他者の存在を認めながら、ありのままの自分を大切にすることで、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く力を育みます。



家庭力

家庭が、喜びや生きがいを感じながら 子育てできる力を持つ



家庭は、子どもが初めて出会う一番小さな社会であり、子育ては子どもの存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長することができる尊い営みです。この営みを親自身が、喜びや生きがいを感じながら、自分らしく担うことができるために、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、様々な支援を進めます。

地域力

地域社会が、子どもや家族・家庭を やさしく見守り支える力を持つ

地域や社会が親に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることができる支援が重要です。

人と人とのやさしさのつながりが、全ての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。



3

施策体系

基本理念

子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 子どもが、自分の未来を見つめてたくましく生きていく力を育む

基本方針	基本施策	重点事業
1-1 教育・保育の機会の確保	①基本的な教育・保育事業の整備	(1) 待機児童対策 (保育所等) (2) 待機児童対策 (放課後児童会)
1-2 子どもが健康でたくましく 成長できる教育・保育環境 の充実	①保育・学校教育環境等の整備 ②体験活動の機会の充実 ③次世代の意識づくり	
1-3 子どもが安全・安心に暮ら せる環境の充実	①施設環境の充実 ②親と子どもにやさしい外出環境の整備 ③防犯・防災対策の推進	

家庭力

2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできる力を持つ

基本方針	基本施策	重点事業
2-1 安心して妊娠・育児ができ る一貫した支援の充実	①親と子どもの健康支援の充実	(1) 在宅家庭も含めた預 けやすい環境の充実 (一時保育・預かり保育) (2) 虐待の予防、早期発 見と対策 (3) 子どもの貧困対策 (4) 発達支援の充実
2-2 すべての家庭が安心して子 育てができる環境の充実	①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実 ②多様なニーズに応える保育サービスの充実 ③子育て家庭の経済的負担の軽減 ④ひとり親家庭への支援 ⑤特に支援が必要な子どもに対する支援の充実 ⑥障がい児施策の充実	
2-3 家庭の教育力の向上	①家庭教育の支援の充実	

地域力

3 地域社会が、子どもや家族・家庭をやさしく見守り支える力を持つ

基本方針	基本施策	重点事業
3-1 地域における子育て・育 て支援拠点の整備	①地域における子どもの居場所づくり ②地域における子育て支援の拠点づくり	(1) 放課後の居場所づくり
3-2 地域における多様なネット ワークの活用と充実	①世代間交流の推進 ②地域の人材の知恵や経験を活かす活動の推進 ③地域における子育て支援の充実 ④企業における子育て支援対策の促進	

1. 自律力

(1) 待機児童対策（保育所等）

- 市立幼稚園のこども園化。
- 市立保育所の私立化。
- 民間認可保育所や小規模保育事業所等の誘致。

(2) 待機児童対策（放課後児童会）

- 小学校の余裕教室、校内の専用施設のほか、近隣の公共施設等の活用による増設。
- 放課後児童支援員の確保を図るため、民間による運営を推進。
- 放課後子ども教室との一体型の整備。



2. 家庭力

(1) 在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実

- 市立幼稚園のこども園化における一時保育の実施。
- 市立保育所の私立化や、民間認可保育所等の誘致における一時保育の検討。
- 申込みしやすい一時保育の予約方法を検討し改善。
- 「ファミ・サポる〜む」の拡大の検討。

(2) 虐待の予防、早期発見と対策

- 「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、虐待予防、早期発見体制の強化。
- 「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」における研修等の実施。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動の実施。



2. 家庭力（続き）

（3）子どもの貧困対策

- 就学援助費の支給や実費徴収に係る補足給付などの実施。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援の実施。
- ひとり親家庭等への、手当等による経済的支援と各種相談、就労などの自立に向けた支援の実施。
- 子ども食堂運営事業者の活動内容の周知。

（4）発達支援の充実

- 個々の力を育むために、適切な指導及び専門的な観点から支援を実施。
- 個別的教育支援計画に引き継がれる乳幼児個別支援計画を保護者とともに作成し、適切な支援を実施し、支援者間の確実な引継ぎ及び関係機関との密な連携を図る。
- ライフサポートファイル活用の推進。
- 保育者と保護者を支援する巡回相談の実施。
- 発達支援に関する研修の充実・強化。

3. 地域力

（1）放課後の居場所づくり

- 放課後子ども教室を、放課後児童会との一体型を中心に整備。
- 人材及び質の確保を図るため、放課後子ども教室を民間委託により実施。
- 生涯学習複合施設「プラッツ習志野」において、こどもスペースの開放やプレーパーク等の実施。



重点事業に対する年度ごとの事業評価に係る評価指標を次のとおり定めます。

基本 視点	重点事業	現状値	目標
	評価指標		
自律力	1(1) 待機児童対策（保育所等）		
	待機児童数【保育所等】	89 人 (令和元（2019）年 4 月 1 日)	0 人 (令和 6（2024）年 4 月 1 日)
	こども園・幼稚園・保育所に行き ることが楽しいと感じる 幼児の割合	80.7% (平成 30（2018）年度)	85%以上 (令和 5（2023）年度)
	1(2) 待機児童対策（放課後児童会）		
	待機児童数【放課後児童会】	89 人 (令和元（2019）年 5 月 1 日)	0 人 (令和 6（2024）年 5 月 1 日)
	安心して楽しく過ごせると 感じる児童の割合	96.8% (平成 30（2018）年度)	100% (令和 5（2023）年度)
家庭力	2(1) 在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実		
	一時保育キャンセル待ち 年間延べ人数 (キャンセル待ち後利用者除く)	2,204 人 (平成 30（2018）年度)	1,000 人以下 (令和 5（2023）年度)
	一時保育利用者の満足度		80%以上 (令和 5（2023）年度)
	ファミリー・サポート・ センター会員数	2,907 人 (平成 30（2018）年度)	3,000 人以上 (令和 5（2023）年度)
	2(2) 虐待の予防、早期発見と対策		
	相談する相手がいない人の 割合（未就学児）	1.4% (平成 30（2018）年度)	1%以下 (令和 5（2023）年度)
	地域子育て支援拠点の (こどもセンター等) 利用者の満足度	96.8% (平成 30（2018）年度)	97%以上 (令和 5（2023）年度)
	2(3) 子どもの貧困対策		
	学習支援登録生徒の 高校進学率	100% (平成 30（2018）年度)	100% (令和 5（2023）年度)
	子ども食堂実施数	5 か所 (平成 30（2018）年度)	6 か所以上 (令和 5（2023）年度)
	資格取得を目指して養成 機関で修業したひとり親に 対する給付金受給者数	3 人 (平成 30（2018）年度)	3 人以上 (令和 5（2023）年度)
	2(4) 発達支援の充実		
	ひまわり発達相談センター 相談・指導利用者数	727 人 (平成 30（2018）年度)	750 人以上 (令和 5（2023）年度)
	ひまわり発達相談センター を利用して心配事が軽減した 人の割合	52% (平成 30（2018）年度)	84%以上 (令和 5（2023）年度)
地域力	3(1) 放課後の居場所づくり		
	放課後子ども教室開設数	0 か所 (令和元（2019）年 3 月末)	11 か所 (令和 6（2024）年度)
	放課後子ども教室利用者 の満足度		80%以上 (令和 5（2023）年度)

年齢に応じた支援内容

区分	妊娠中	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生 (15歳～18歳)	
親と子どもの健康づくり支援など	乳児家庭全戸訪問及び乳幼児に対する健康相談										
	健康教育										
	健康診査（妊婦・乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査等）										
		予防接種									
親子交流・仲間づくり支援など		地域子育て支援拠点事業（こどもセンター等）									
		保育所・こども園における地域開放活動									
		幼稚園・こども園における子育てふれあい広場									
仕事と子育ての両立支援、居場所づくりなど		延長保育・一時預かり・休日保育									
		ファミリー・サポート・センター事業									
		病児・病後児保育									
							子ども講座				
							放課後児童会				
							放課後子ども教室				
									生活保護世帯、生活困窮世帯への学習・生活支援		
障がい児福祉など		個別の状況に応じた継続的な発達支援（ひまわり発達相談センター）									
		療育と家庭支援（あじさい療育支援センター）									
		相談支援（あじさい療育支援センター）									
教育相談など							教育相談・特別支援教育相談・青少年テレホン相談（総合教育センター）				
							いじめメール相談（総合教育センター）				
							適応指導教室（フレンドあいあい）				
家庭教育学級など		育児講座									
			親と子のふれあい講座								
				幼児家庭教育学級							
		ほめて伸ばす子育てトレーニング講座									
経済的支援など							PTA 家庭教育学級				
		子育てのための施設等利用給付									
		児童手当									
		子どもの医療費等助成									
		児童扶養手当									
		ひとり親家庭等医療費等助成									
虐待通告・相談など							就学援助費				
		家庭児童相談（子育て支援相談室）									

教育・保育

区分	年齢	平成30年度	令和6年度		計画の達成度 (達成時期)
		確保数 (施設定員)	必要量 (求められている受入数)	確保数 (施設定員)	
教育 (1号認定)	3歳児	597人	636人	631人	▲※1
	4歳児	1,405人	643人	1,279人	○ (令和2年度)
	5歳児	1,405人	686人	1,279人	○ (令和2年度)
	合計	3,407人	1,965人	3,189人	

※1「計画達成度」▲の、3歳児（教育）については、計画期間外ですが、令和7（2025）年度に市立藤崎幼稚園を市立こども園化し、3歳児の定員を30人拡大予定です。

区分	年齢	平成30年度	令和6年度		計画の達成度 (達成時期)
		確保数 (施設定員)	必要量 (求められている受入数)	確保数 (施設定員)	
保育 (2号3号認定)	0歳児	340人	319人	372人	○ (令和2年度)
	1・2歳児	1,238人	1,297人	1,386人	○ (令和3年度)
	3～5歳児	2,040人	1,939人	2,344人	○ (令和2年度)
	合計	3,618人	3,555人	4,102人	

※計画期間中に、3か所の認可保育所、2か所のこども園、3か所の小規模保育事業所の整備と、2か所の市立保育所を私立化して整備することで、定員増を図ります。

地域子ども・子育て支援事業

区分	事業の名称	平成30年度	令和6年度		計画の達成度 (達成時期)
		確保数 (実績)	必要量 (求められている受入数)	確保数 (実施できる受入数)	
地域子ども・ 子育て支援 事業	延長保育事業	2,516 人	3,798 人	3,798 人	○ (令和 2 年度)
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)	1,342 人	1,823 人	2,408 人	○ (令和 4 年度)
	地域子育て支援拠点事業 (こどもセンター等)	107,286 人 (延べ数)※2 7 か所	131,904 人 (延べ数)	162,352 人 (延べ数) 9 か所	○ (令和 2 年度)
	一時預かり事業 (幼稚園在園児による利用分 : 1号認定・2号認定)	13,144 人 (市立) (延べ数)	56,398 人 (延べ数)	56,398 人 (延べ数)	○ (令和 2 年度)
	一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の利用分)	16,859 人	20,914 人	20,789 人	▲※1
	利用者支援事業 (基本型・特定型: 子育て支援コンシェルジュ)	7 か所	7 か所	9 か所	○ (令和 2 年度)
	利用者支援事業 (母子保健型: 母子健康手帳交付室)	1 か所	1 か所	1 か所	○ (令和 2 年度)
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	3 人 (延べ数)	29 人 (延べ数)	29 人 (延べ数)	○ (令和 2 年度)
	乳児家庭全戸訪問事業	1,485 人	1,265 人	1,265 人	○ (令和 2 年度)
	養育支援訪問事業	7 人	7 人	7 人	○ (令和 2 年度)
	病児保育事業	1,087 人 (延べ数) 2 か所	1,395 人 (延べ数)	1,603 人 (延べ数) 2 か所	○ (令和 2 年度)
	ファミリー・サポート・ センター事業(就学児童対象)	818 人 (延べ数)	1,098 人 (延べ数)	1,098 人 (延べ数)	○ (令和 2 年度)
	妊婦健康診査事業	17,423 回 (延べ数)	17,376 回 (延べ数)	17,376 回 (延べ数)	○ (令和 2 年度)
	実費徴収に係る補足給付 を行う事業	未実施	2,352 人 (延べ数)	2,352 人 (延べ数)	○ (令和 2 年度)

※1 「計画の達成度」▲の、一時預かり事業（幼稚園在園児以外の利用分）については、計画期間外ですが、令和 7（2025）年度に（仮称）藤崎こども園での実施も予定しています。

※2（延べ数）と表示されている箇所は、利用人数や診査回数の年間延べ数を記載しています。

教育・保育施設



家庭



地域社会

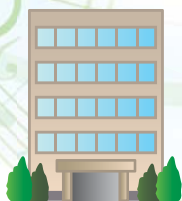


子ども



子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさに支えるまち
習志野

企業



行政



NPO
法人
団体等



習志野市 こども部こども政策課

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1

TEL : 047-451-1151 FAX : 047-453-5512 <https://www.city.narashino.lg.jp/>

